

企画競争実施の公示

令和3年7月19日

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長
中川 靖志

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 大滝ダム情報施設管理運営補助業務
- (2) 業務内容 本業務は、紀の川ダム統合管理事務所が管理する情報施設の運営、管理並びにダム見学新聞コンクールの企画運営補助を行う。
- (3) 履行期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 本店、支店又は営業所が近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)にあること。
- (4) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 下記に示される同種又は類似業務(以下、「同種業務等」という。)について、平成23年度以降に完了した業務(再委託による業務実績は含まない)において1件以上の業務実績を有すること。

同種業務：国土交通行政情報の情報施設の運営管理もしくは行催事の企画運営業務

類似業務：情報施設の運営管理もしくは行催事の企画運営業務

なお、情報施設の運営管理とは、情報施設において、不特定多数の者に対して情報提供や広報を行うための説明・案内を伴う業務をいう。

- (6) 本業務に従事させることとする配置予定業務管理責任者は、下記に示される同種業務等について、平成23年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の業務実績を有すること。

同種業務：国土交通行政情報の情報施設の運営管理もしくは行催事の企画運営業務

類似業務：情報施設の運営管理もしくは行催事の企画運営業務

なお、情報施設の運営管理とは、情報施設において、不特定多数の者に対し

て情報提供や広報を行うための説明・案内を伴う業務をいう。

- (7) 配置予定業務管理責任者は、他業務の主たる担当者を兼務することが出来るが、兼務する場合は、公示日現在の上記2.(6)に示す同種又は類似業務(国土交通省以外の発注者(民間、国内外を問わない)を含む)のうち、契約金額が500万円以上の業務の全ての手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、手持ち業務が複数年契約の業務である場合は、当該年度の履行高予定額(年割額)とする。)は、5億円未満かつ10件以下であること。
- (8) 紀の川ダム統合管理事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官(経理)、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。)に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。)でないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒637-0002 奈良県五條市三在町1681

近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 総務課 専門職

電話 0747-25-3013

FAX 0747-25-4403

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和3年7月19日から令和3年8月12日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和3年8月12日 16時00分

場所：3.（1）に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。